



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 鳥 羽 洋 行
代 表 者 名 取 締 役 社 長 三 浦 直 行
(J A S D A Q ・ コード 7 4 7 2)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 松 永 健 一
(電 話 番 号 0 3 - 3 9 4 4 - 4 0 3 1)

「従業員向け株式交付信託」導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式交付信託」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は、従業員の帰属意識と企業経営への参画意識を醸成し、従業員の長期的な業績向上や株価上昇及び長期勤続に対する意欲の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的とした従業員インセンティブ・プランとして、本制度を導入することといたしました。

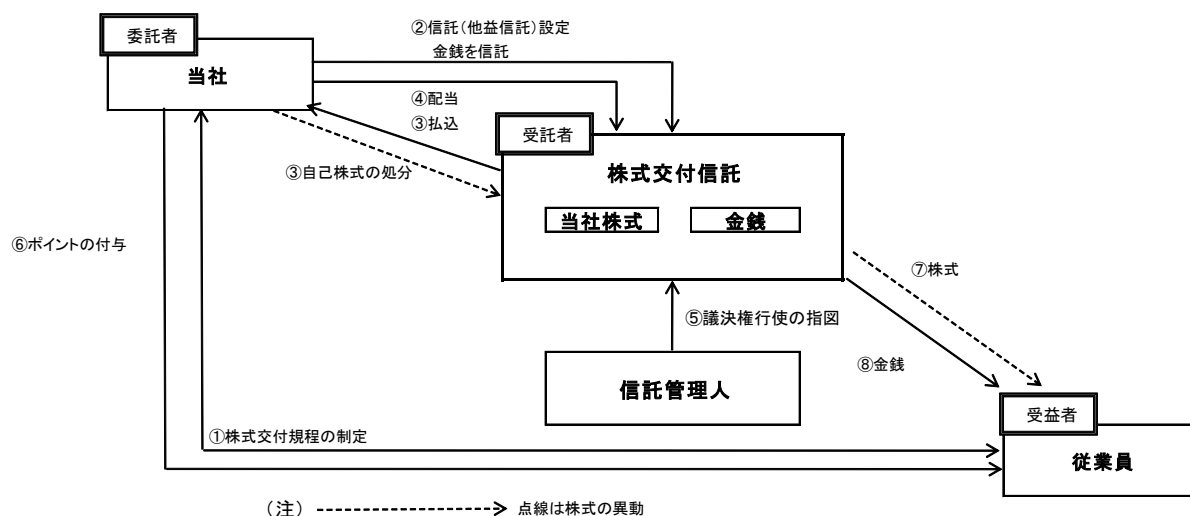
2. 本制度の概要

当社は、従業員インセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社株式（以下、「当社普通株式」といいます。）の取得を行い、当社が定める株式交付規程に従い、一定の要件を満たし退職する当社従業員に対して、その役職等に応じて付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を無償で交付する従業員インセンティブ・プランです。本制度の仕組みの概要は、以下のとおりです。

なお、本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 688,998 株（平成 27 年 9 月 30 日現在）のうち 22,000 株（約 45 百万円相当）を本信託に対して一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

<本制度の仕組みの概要>



- ①当社は、一定の従業員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ②当社は、株式交付規程の対象となる従業員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)」(以下、「本信託」といいます。)を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③受託者は、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分による方法によります)。
- ④本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。
- ⑥当社は、従業員に対し、株式交付規程に基づき、役職等に応じ、交付する当社株式を計算するための「ポイント」を付与します。
- ⑦株式交付規程に定められた要件を充足した従業員について、所定の受益者確定手続を行ったうえ、受託者はその従業員に当社株式を交付します。
- ⑧信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式又は金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。
 - (i) 信託契約の定めに従い、本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該当社株式等を移転させる
 - (ii) 上記(i)の処理後、さらに本信託に当社株式が残存する場合は、受託者は信託管理人の指示に従って当社株式を売却する
 - (iii) 上記(ii)の売却代金を含む本信託内の一定の金銭を、残存ポイント及び信託終了時に付与されたポイントの比率に応じて従業員に対して分配する

3. 本信託の概要

- (1) 名称：従業員向け株式交付信託
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- (4) 受益者：従業員のうち株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

- (5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 信託契約の締結日：平成 28 年 2 月 29 日
- (8) 金銭を信託する日：平成 28 年 2 月 29 日
- (9) 信託の期間：平成 28 年 2 月 29 日～平成 33 年 5 月 31 日（予定）
- (10) 制度開始日：平成 28 年 4 月 1 日

4. 本信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得株式の総額：45,188,000 円
- (3) 株式の取得時期：平成 28 年 2 月 29 日
- (4) 株式の取得方法：自己株式の処分（第三者割当）により取得

以上